

平成20年4月30日

日本毛織株式会社
大阪府中央区瓦町3丁目3-10

旧弥富工場跡地の土壌汚染に係る自主調査について

当社の旧弥富工場跡地において、将来の開発計画を前提に、土壌汚染に係る自主調査を実施いたしました結果、調査地点73地点のうち1地点から指定基準を超過する特定有害物質が検出されました。調査結果に対して応急の措置を講じるとともに「県民の生活環境の保全等に関する条例第40条」に基づき、平成20年4月25日付で愛知県に届出を行いましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1. 調査地

愛知県弥富市五明蒲原1519（敷地面積89,361.44㎡）
当社 旧弥富工場跡地

2. 調査実施日

平成20年2月11日～4月17日

3. 土壌・地下水汚染の調査結果

(1) 土壌

1単位区画の表層（0～50cm）において、指定基準（土壌溶出量基準）を超える六価クロム化合物が検出されました。

土壌溶出量基準の超過状況

特定有害物質名	土壌溶出量 測定結果最大値	土壌溶出量 最大値検出深さ	超過地点数 ／調査地点数	土壌溶出量 基準
六価クロム化合物	0.15mg/L (3.0倍)	0～0.5m	1/73	0.05mg/L以下

(2) 地下水

1地点を調査した結果、指定基準（地下水基準）に適合しておりました。

4. 敷地の使用状況

当該敷地は、昭和5年より「昭和毛糸紡績株式会社弥富工場」及び「日本毛織株式会社弥富工場」の染色工場、倉庫等として使用しており、当該施設では、六価クロムを含有した溶液を助剤として使用しておりました。平成9年以降は、建屋を残したまま一部を倉庫等として使用しており、汚染の確認されたエリア周辺は一般の人の出入りのない廃屋となっております。

5. 講じた応急措置の内容

指定基準の超過が確認された区画（10m×10m）のコンクリート被覆されていない部分（南側約20㎡）について、飛散及び雨水等が浸透しないよう、アスファルトにより被覆を行いました。

6. 今後講ずる措置の内容

県の指導を受けながら、指定基準に適合しない箇所の土壌について、掘削除去を実施いたします。なお、現時点では表面の被覆により拡散、飛散のおそれはありません。

汚染土壌の掘削除去においては近隣住民の皆様にご迷惑をお掛けすることのないよう対応してまいります。

以 上

この件に関するお問い合わせ先

総務部長 山口 重信

TEL 06-6205-6600

グッドライフ事業本部

不動産事業部中部開発室長 大跡 秀男

TEL 0586-25-0337